

京都市告示第 389 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定します。

平成17年11月9日

京都市長 榎本 頼兼

1 指定区域

京都市右京区梅ヶ畑畑ノ下町 5番地1, 6番地1, 6番地3, 7番地1, 7番地3, 7番地4, 22番地, 23番地, 24番地, 25番地及び26番地

2 法施行規則第12条の33の規定による埋立地の区分

法施行令第13条の2第3号イ及び法施行規則第12条の31第2号

(環境局事業部廃棄物指導課)